

令和2年度有機合成化学協会賞および 有機合成化学奨励賞受賞候補者の推薦募集

令和2年度有機合成化学協会賞および有機合成化学奨励賞受賞候補者の推薦を募集いたします。普通会员各位は、規程および内規をご参照の上、奮ってご推薦・ご応募下さい。

推薦締切： 6月30日(必着)

推薦書式： 有機合成化学協会ホームページよりダウンロードしてお使い下さい。

ホームページアドレス <https://www.ssocj.jp/>

送付先： 各支部推薦委員会宛(別掲の支部連絡先宛)

表彰のあらまし

1. 協会賞

- 学術的なもの：原則として2件以内
個人を対象、年齢の制限なし
- 技術的なもの：原則として2件以内
個人(連名も可)を対象、年齢の制限なし

2. 奨励賞

原則として5件以内、個人を対象、年齢は令和2年4月1日現在で満40歳未満

3. 授賞対象者：制限なし

4. 推薦者：本会普通会员、自薦も可

5. 推薦手続：推薦は各支部推薦委員会を経由すること

6. 奨励賞選考の際の業績説明者は候補者自身、ただし旅費・交通費は本会にて負担しない。

7. 協会賞技術的なものの推薦書は 2 年間有効とし 1 年目の選考に外れた案件は翌年度も推薦されたものとして扱う。

有機合成化学関連産業の発展に著しく貢献する研究または発明をなしたものに対し、有機合成化学協会賞(英文名 Synthetic Organic Chemistry Award, Japan)(以下協会賞)を贈る。

第5条 協会賞は、学術的なもの及び技術的なものそれぞれ毎年2件以内を原則とする。受賞者に対して表彰状、記念品及び別に定める副賞を通常総会開催のときに贈呈する。

(奨励賞)

第6条 本会は定款第4条に基づき、有機合成化学または有機合成化学関連産業に貢献する優れた研究または発明をなした若手の研究者または技術者に対し、有機合成化学奨励賞(英文名 Incentive Award in Synthetic Organic Chemistry, Japan)(以下奨励賞)を贈る。

第7条 奨励賞受賞者は、当該年度の4月1日現在において満40歳に達しない研究者に限る。

第8条 奨励賞は毎年5件以内を原則とする。受賞者に対して表彰状及び記念品を通常総会開催のときに贈呈する。

表彰規程

(特別賞)

第1条 本会は定款第4条に基づき、有機合成化学または有機合成化学関連産業の発展のために永年にわたり特筆すべき貢献をなしたものに対し、有機合成化学特別賞(英文名 Special Award in Synthetic Organic Chemistry, Japan)(以下特別賞)を贈る。

第2条 特別賞受賞者は、本会会員であることを要しない。

第3条 特別賞は、毎年1件以内を原則とする。受賞者に対して表彰状及び記念品を通常総会開催のときに贈呈する。

(協会賞)

第4条 本会は定款第4条に基づき、有機合成化学または

(受賞候補者の推薦手続)

第9条 特別賞および協会賞並びに奨励賞の受賞候補者推薦手続は次の通りとする。

1. 特別賞受賞者は、理事の推薦をもとに選考委員会において選出する。
2. 協会賞及び奨励賞の推薦は、下記のルートによるものとする。

本会普通会员⇒支部推薦委員長⇒選考委員長

3. 支部長は、協会賞及び奨励賞受賞候補者を推薦するために、支部推薦委員会を設置する。当該委員会委員長は支部長が兼務し、また委員は各支部5名以上10名以内の範囲で支部長が選任する。
4. 本会会員は、所定の推薦書により、受賞候補者を6月30日までに支部推薦委員長に推薦することができ

る。

なお、海外在住の本会会員の推薦先は、原則として当該会員が離日直前に在籍していた支部の推薦委員長とする。

5. 支部推薦委員会は提出された推薦案件について、類似業績の有無及び特許上の問題点の有無等を考慮し、その結果をもとに、支部推薦委員長は、受賞候補者を7月31日までに選考委員長に推薦する。その際、奨励賞を対象とする推薦案件は、各支部5件以内に絞り推薦するものとする。ただし、5件以内に絞ることが困難な場合、その理由を明記した理由書を支部長が提出することにより、5件を超えて推薦できるものとする。
6. 協会賞技術的なものの推薦書は2年間有効とし、1年目の選考に外れた案件は、翌年度も推薦されたものとして取り扱う。ただし、2年目に内容の修正・追加あるいは推薦辞退を認めるものとする。

(受賞者の選考)

第10条 特別賞および協会賞並びに奨励賞の受賞者選考手続は次の通りとする。

1. 選考委員会は委員17名をもって組織し、前任学界関係副会長が委員長となる。委員の構成は支部から推薦された選考委員と、専門分野や支部間及び学界業界等のバランスを考慮して委員長が推薦した本部枠選考委員とし、理事会の議を経て会長が委嘱する。本部枠推薦数及び支部推薦数は下記の通りとする。
本部枠8名(委員長を含む) 関東、関西各支部2名 北海道、東北、東海、中国・四国、九州・山口各支部1名
2. 選考委員会における特別賞受賞者の選考は理事の推薦者を対象とする。協会賞学術的なものの選考対象案件数は枠を設けず、協会賞技術的なものおよび奨励賞は原則としてそれぞれ7件以内及び12件以内とする。
3. 協会賞技術的なもの及び奨励賞の推薦案件数が前項記載の件数を超える場合には、選考委員会の開

催に先立って、選考委員会による書面予備審査を行い、前項記載の件数に絞り込みを行うものとする。

4. 選考委員会は委員現在数の2/3以上の出席がなければ開くことができない。委員はあらかじめ通知された事項について書面をもって決議に加わることができる。選考委員会の決議は委員現在数の半数以上の同意を要する。あらかじめ通知していない事項を可決したときは、これを欠席委員に通知してその賛否を求めて委員会の決議とすることができる。
5. 選考委員会は受賞候補者を選考し、選考理由書を付し、12月に開催される理事会の前日までに会長に報告する。
6. 会長は選考委員会の報告を受けた選考結果を理事会にはかり、その承認を得て受賞者とする。

(その他)

第11条 表彰に要する費用は原則として表彰事業特定資産の利子およびその取崩しをもって当てる。

(昭和35年 6月14日	制定施行)
(平成12年 3月14日	理事会改定議決)
(平成13年 1月23日	理事会改定議決)
(平成13年12月21日	理事会改定議決)
(平成14年12月16日	理事会改定議決)
(平成17年 9月20日	理事会改定議決)
(平成17年12月14日	理事会改定議決)
(平成21年12月 3日	理事会改定議決)
(平成23年 3月25日	理事会改定議決)
(平成23年12月 2日	理事会改定議決)
(平成25年 5月10日	理事会改定議決)
(平成28年 1月29日	理事会改定議決)
(平成29年 1月27日	理事会改定議決)

表彰規程内規

(各賞の説明)

1. 特別賞は、官・産・学界を問わず有機合成化学及び有機合成化学関連産業の分野で、その発展に著しく貢献した個人に授与される。
2. 協会賞(学術的なもの)は、多年にわたる研究成果の積み上げによる有機合成化学の体系化に貢献した個人に授与される。また、協会賞(技術的なもの)は、有機合成化学関連産業に革新的な影響を及ぼす研究成果をあげた個人(共同研究者との連名を含む)に授与される。後者は企業における実績など客観的な評価のあることが望ましい。
3. 奨励賞は、自己の研究または発明を主体とした顕著な業績をあげた若手研究者、個人に授与される。
4. 上記三項について、賞に該当するものがない年度には表彰を行わない。

(副賞、授賞式、受賞講演、寄稿等)

5. 表彰状、記念品はそれぞれ1件一つを原則とする。ただし、受賞者が連名の場合は受賞者の希望により、これらを複製して与えることがある。その場合の費用は受賞者の負担とする。
6. 協会賞のうち学術関係の賞には副賞を授ける。副賞は1件5万円とする。
7. 授賞式における賞の授与は受賞者の指定する代理人がこれを受けられる。
8. 受賞者には記念講演および協会誌への寄稿を依頼することができる。また、奨励賞受賞者を翌年度開催の有機合成化学セミナーに招待することができる。

(支部推薦委員会)

9. 協会賞及び奨励賞の支部推薦委員会委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
10. 協会賞及び奨励賞の支部推薦委員会委員は、選考委員となることは出来ない。

(選考委員会および選考方法)

11. 選考委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
12. 協会賞の選考の際には、業績説明者の意見を聴するものとし、業績説明者は受賞候補者本人または第三者とする。業績説明者の旅費、交通費は本会において負担しない。
13. 奨励賞選考の際の業績説明者は受賞候補者自身とする。ただし、旅費、交通費は本会において負担しない。
14. 協会賞及び奨励賞の選考の方法は、以下のとおりとする。
 - 1)選考委員の関係する大学あるいはこれに準ずる機関の同一研究室に所属する受賞候補者または同一企業に所

属する受賞候補者の書面予備審査及び選考に際し、該当する委員は原則として審査権及び投票権を棄権する。

- 2)協会賞技術的なもの及び奨励賞の書面予備審査は、三段階評価とし、審査結果をもとに選考委員長が表彰規定第10条第2項に定める件数に絞り込む。また審査結果は選考委員会に開示しない。
- 3)投票に先立って、各賞の受賞候補者選考数を表彰規程第5条及び第8条に規定された最大数の範囲内で決定し、第1回投票の連記数とする。また、第2回以降の投票における連記数は、最大数から既選考数を引いた値とする。
- 4)投票は無記名とし、議長と事務局とで開票し、委員には得票数を公表せず結果のみ知らせる。
- 5)投票の結果、過半数票を得た候補者のうち、本項の3)で定められた選考数に至るまでの上位得票者は受賞者に選出されたものとする。過半数に達しない場合には、上位から過半数に達するまでの受賞候補者について投票を繰り返す。定数を超える場合には、その下位候補者について決選投票を行う。また本条の定める選考方法に問題が生じた場合は、委員長が委員と図って選出方法を定める。
- 6)投票を繰り返しても決定しない場合には、議長が委員とはかり決定する。
- 7)投票に際し、2名連記のとき同一名2名または1名のみの記載票は無効とする。3～5名連記のときもこれに準ずる。

(昭和35年6月14日 制定施行)

(平成13年1月23日 理事会改定議決)

(平成13年12月21日 理事会改定議決)

(平成14年12月16日 理事会改定議決)

(平成17年9月20日 理事会改定議決)

(平成21年12月3日 理事会改定議決)

(平成23年5月25日 理事会改定議決)

(平成25年5月10日 理事会改定議決)

本部・支部連絡先

本 部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-5
化学会館内
電話 03-3292-7621

中国・四国支部
〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1
岡山大学大学院
自然科学研究科内
電話 086-251-8091

北海道支部

〒060-8628 札幌市北区北13条西8丁目
北海道大学大学院工学研究院内
電話 011-706-6599

九州・山口支部
〒819-0395 福岡市西区元岡744
九州大学W1-A920
電話 092-802-4130

東北支部

〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉6-3
東北大学大学院薬学研究科内
電話 022-795-6887

支部管轄

関東支部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-5
化学会館内
電話 03-3292-7621

- 1.北海道支部 北海道
- 2.東北支部 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
- 3.関東支部 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、新潟県
- 4.東海支部 愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県
- 5.関西支部 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県、富山県
- 6.中国・四国支部 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- 7.九州・山口支部 福岡県、熊本県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

東海支部

〒460-0011 名古屋市中区大須1-35-18
一光大須ビル7階
電話 052-231-3070

関西支部

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4
大阪科学技術センター内
電話 06-6441-5531